

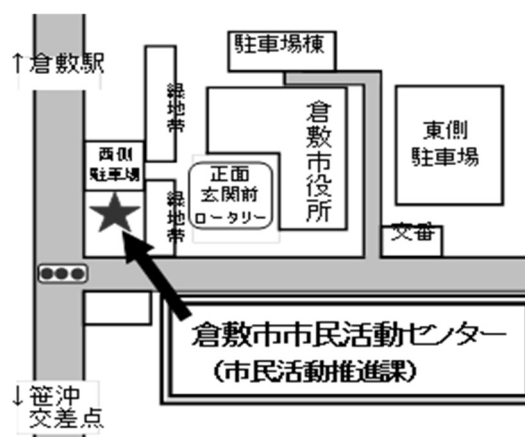
令和7年度 高梁川流域 地域づくり連携推進事業募集要項

募集

4 / 1 (火) ~ 5 / 13 (火)

高梁川流域自治体7市3町では、倉敷市を連携中枢都市とする高梁川流域連携中枢都市圏を形成して、今後の人口減少・少子高齢化社会への対応を図り、圏域全体の経済成長を目指しています。

そこで、高梁川流域圏内で活動する市民団体等が持つ、地域づくりの「ノウハウ」が広まること、また、「ノウハウ」が集まることで新たな地域の催しなどが生まれることを目的として、複数の団体が「グループ」を組んで、地域課題の解決に取り組む公益事業を募集します。



申請・お問い合わせ先
倉敷市企画財政局市民協働推進部
市民活動推進課（事務局）

倉敷市西中新田620番地1
（倉敷市市民活動センター1階）

TEL 086-426-3107 / FAX 086-434-3491

E-mail collabo@city.kurashiki.okayama.jp

1 用語

- (1) 高梁川流域圏：倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。
- (2) 団体：NPO等の民間非営利組織、町内会・自治会等の住民自治組織、高梁川流域圏内にある大学等の教育機関、企業などをいう。
- (3) グループ：事業の実施主体であり、活動拠点となる市町を異にする2つ以上の団体で構成するものをいう。
- (4) 公益：特定の個人又は特定の集団に限定されることのない、社会一般の利益をいう。
- (5) ノウハウ：団体が過去に実施した活動における、成功や失敗の経験を活かした、地域の課題解決に有効な手法や技術などの知識をいう。
- (6) 事務局：倉敷市企画財政局市民協働推進部 市民活動推進課に置く。

2 事業の要件

(1) 対象になる事業

高梁川流域圏で実施する、高梁川流域圏に共通する地域や社会の課題の解決に取り組む事業のうち、次のすべての要件を満たすものが対象になります。

(ア) 実施する過程で、次のいずれかを満たすこと

実践を通じてグループ内でノウハウを受け継ぐこと（事業の実施は、受け手となる団体が主となり、先駆的なノウハウを持つ団体がそれを支援する形で行う。）

グループ内の団体それぞれが持つノウハウを持ち寄り、地域の新たな催しや地域資源を開発すること

(イ) 事業が完了した日の翌日から起算して1年以内に、事業の成果を活かした取り組みを実施すること

(2) 対象にならない事業

上記(1)の要件を満たさない事業のほか、次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- (ア) 営利を目的とする事業又は間接的に営利につながると倉敷市長が認める事業
- (イ) 国又は県、若しくは高梁川流域圏から、同様の内容で助成を受けている事業
- (ウ) 参加者に対して金銭や商品券を給付する等の補助的要素を含む事業
- (エ) 施設等の整備にかかる費用が交付申請額の10分の3以上となる事業
- (オ) 行政に対する要望又は陳情を目的とする事業
- (カ) 宗教上の教義，信者の教化育成等に係る事業
- (キ) 政治上の主義の推進、指示、反対等の主張又は表明に係る事業

(3) 事業を実施する期間

補助金の交付決定があった日から令和8年3月31日まで

3 グループの要件

(1) グループの構成

グループは、活動拠点となる市町を異にする2つ以上の団体で構成し、倉敷市を活動拠点とする団体が1つ以上含まれていることを要件とします。

(2) グループに入れる団体

グループの構成団体は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (ア) 高梁川流域圏内を活動拠点とすること
- (イ) 高梁川流域圏内に住所を有する会員が、5人以上いること
- (ウ) 組織運営等に関する規則、会則等が定められていること

高梁川流域圏内にある大学等の教育機関は、上記に関わらず、教員及び学生で構成する5人以上の組織であることが必要です。

(3) グループに入れない団体

次の項目に一つでも該当する団体は、グループの構成団体になれません。

- (ア) 公職選挙法第3条に規定する公職にある者又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (イ) 暴力団員又は暴力団やその構成員の統制下にある団体
- (ウ) 無差別大量殺人行為を行った団体やその構成員の統制下にある団体
- (エ) 高梁川流域圏内の市税町税の未納がある団体

4 事業の具体例

(1) ノウハウ受け継ぎの例（障がい児の保護者の居場所づくり事業）

- 団体1：倉敷市のNPO法人（先駆的なノウハウを持つ団体）
- 団体2：A市の任意団体（ノウハウの受け手となる団体）
- 実施地：A市（障がい児の保護者が子育ての不安を相談する場所がないという課題あり）

障がいのある子どもが利用できる福祉サービスはあるが、その保護者に対する支援は少ない。また、地域の子育てサロン等に参加しても、障がい児を持つ保護者との接点はほとんどなく、子育ての不安や悩みを誰にも相談できず、孤立する保護者が増えているという課題がある。

障がい児の保護者の居場所づくりを行っている倉敷市のNPO法人が、居場所づくりのノウハウを持たないA市の任意団体とグループを組み、A市で「保護者の居場所」の必要性や具体的な実施方法を学ぶ研修を行う。A市の団体は、実施の過程で得たノウハウを活用し、翌年度から単独で「障害児の保護者の居場所」を開設する計画である。

(2) ノウハウ持ち寄りの例（地域猫活動 実践ハンドブック作成事業）

：特定の飼い主がなく、地域住民がルールを作って共同で飼育管理する猫をいう。

- 団体1：倉敷市の大学生中心の団体（地域猫に関する研究をしている）
- 団体2：B市の任意団体（地域猫活動の実践のノウハウあり）

- 実施地：倉敷市、B市

近年、飼い主の不適正な飼育や遺棄などにより、飼い主のいない猫が著しく増加している。これに伴い、鳴き声、糞尿等の悪臭による周辺住宅への悪影響が問題となっている。

倉敷市の大学生中心の団体とB市で地域猫活動を行う団体がグループを作り、地域住民が猫問題について適切に理解し解決できるよう、若者の視点と実践のノウハウを掛け合わせたハンドブックを作成し、倉敷市とB市で販売イベントを実施する。翌年度からはインターネットを活用した広報活動を大学生中心の団体が担い、販売活動をB市の団体が担うといったように、得意分野を活かしながら販売機会を増やす取組を継続していく計画である。

5 補助対象経費等

事業実施のために直接必要な経費で、かつ補助金の交付決定があった日から事業完了日までの期間に支払った経費が補助の対象となります。

なお、領収書のない支出は、経費として認められません。領収書等の写しは、実績報告で提出していただきます。

(1) 補助対象となる経費の費目

人件費	事業実施にあたり直接的に要する人件費 人件費については、岡山県最低賃金に留意してください。
謝金	外部専門家等に支払う謝礼
旅費交通費	事業実施にあたり直接的に要する交通費 外部専門家等に支払う交通費及び宿泊費（上限12,500円）の実費 ガソリン代は1km25円以下で計算し、1日あたり1,000円を限度とする。 公共交通機関利用は、実費とする。
消耗品費	当該事業のみで使用する、1年以上の使用に耐えない物品（インク、コピー用紙、文具、講習用の材料など）
印刷製本費	チラシやパンフレット等の印刷代、書類のコピー代など チラシやパンフレット等の印刷をデザインも含めて業者に依頼する場合は、委託料として扱います。
通信運搬費	切手・はがきの購入、物品の運搬にかかる費用など
保険料	ボランティア保険、行事保険など
使用料・賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など（団体及び会員の所有物を除く）
委託料	ステージの設営や音響機器の操作など

(2) 補助対象外となる経費

次の経費は補助の対象となりませんが、実績報告書の対象外経費欄に計上してください。

備品（耐用期間や価格等から、消耗品と認められないと、市が判断する物品） 1点あたり価格が3万円以上の物品は、備品として扱います。なお、プリンター及びパソコンは、その価格に関わらず、備品として扱います。	
団体の管理運営経費（家賃、光熱水費等）	電話代など使途の確認できない経費
会員の能力向上のための経費（研修費等）	土地の取得・補償に関する経費
飲食に関する経費	商品券等の金券、景品や記念品等の購入費
領収書のない経費	社会通念上適切でないと認められる経費

(3) 補助率及び補助限度額

補助対象経費の10分の10以内で、75万円を限度とします。また、補助金の1,000円未満の端数は切り捨てます。

6 補助金の申請

(1) 事業説明会への参加（任意）

令和7年4月4日（金）の14時から、倉敷市市民活動センター（1ページ下部の地図を参照）で事業説明会を開催します。

参加は予約が必要です。前日の17時15分までに事務局へご連絡ください。予約時に団体名、代表者名、出席者数、電話番号、参加日時をお伝えください。

(2) 事業の構想を事務局へ説明（必須）

グループの代表者は、令和7年5月2日（金）17時15分までに事務局に対して事業の構想を説明してください。その後、申請書を提出するまでの間に、事務局はグループに属するすべての団体から個別に聞き取りを行います。

(3) 申請できる事業数

1グループあたり1事業とします。

(4) 申請書類の提出

令和7年5月13日（火）17時15分までに次の（ア）～（ク）の書類をすべて備え、事務局（倉敷市市民活動推進課）へ直接持参してください（郵送や電子メール等では受付不可）。

- (ア) 様式第1 補助金交付申請書
- (イ) 様式第1の別紙1 事業計画書
- (ウ) 様式第1の別紙2 収支予算書
- (エ) 様式第1の別紙3 組織運営体制
- (オ) 確認資料 定款、規約、会則
- (カ) 確認資料 最新の会員名簿

- (キ) 確認資料 直近の事業報告書及び決算書
- (ク) 確認資料 活動状況が分かる資料（イベントのチラシ、活動中の写真など）
- (エ)～(ク)の書類は、団体ごとに準備してください。

(5) 申請書類の様式

申請書類の様式は倉敷市市民活動推進課のホームページからダウンロードできます。

7 補助金の交付決定

交付決定までの流れ

「10 事業実施の流れ」を参照してください。

(1) 審査について

高梁川流域圏の市町職員うち、10名以下の委員で構成する運営委員会が、申請事業の審査を行います。

(2) 運営委員会のヒアリング

令和7年5月30日(金)に開催する運営委員会に出席し、質問にご回答ください。出席しない場合は申請を取り下げたものとみなします。

運営委員会の時間、場所等については、別途ご連絡します。

(3) 審査の基準

運営委員会は次の基準をもとに審査します。

大基準	中基準	大基準	中基準
組織	グループ	計画	有効性
	団体		妥当性
目的	課題設定	実現	実施体制
	公益性		継続可能性
予算	予算設定		

詳しくは、倉敷市市民活動推進課のホームページに掲載しています。採点基準や審査の視点など、申請書作成に有益な情報ですので参考にしてください。

(4) 交付決定

得点の高い事業から順に、倉敷市長が予算の範囲内で交付決定を行います。ただし、予算の範囲内であっても、その得点が別に定める基準を下回るときは、補助金を交付しないこととします。また、交付決定に際しては、運営委員会から計画の見直しを求められることがあります。

(5) 交付決定の結果の通知

補助金を交付する・しないに関わらず、結果はグループの代表者に書面で通知します。

8 事業の実施

(1) 情報発信

交付決定を受けた団体は、各種媒体を活用して積極的に情報発信を行ってください。また、倉敷市の指定するブログに毎月活動状況を投稿してください。

(2) 実績報告及び補助金の精算

事業完了後、実績報告書を事務局に提出して補助額を確定します。余剰金が発生した場合は倉敷市に返納していただきます。

(3) 交付決定後の事業内容の変更等

交付決定後の事業内容及び対象経費の総額、予算配分の変更は原則できません。やむを得ない事情により、変更せざるを得ない場合は、事前に事務局に相談してください。

(4) 実施報告会への参加(必須)

令和8年7月頃に、令和7年度事業の実施報告会を開催します。1年間の事業の実施状況や今後の取り組み等について報告していただきます。

9 その他

(1) SDGs(2030年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標)の普及啓発のため、倉敷市が提供するポスターをイベント等の会場に掲示してください。

(2) チラシ等には「令和7年度高梁川流域地域づくり連携推進事業」の文言及び国際連合広報センターが提供する「SDGsのロゴとアイコン」(表紙下部を参照)を表示してください。

(3) 倉敷市長が事業の成果発表及び普及を図るときには、積極的に協力してください。

(4) 申請書類などは、倉敷市のホームページに掲載して一般公開します(個人情報は除く)。

(5) 申請に係る経費は、申請するグループの負担とします。

10 事業実施の流れ

